

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

平成21年4月10日

石巻市長 土井 喜美夫

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 新庁舎改修機械設備工事
- (2) 工事場所 石巻市穀町56番4ほか
- (3) 工期 石巻市議会で議決された日の翌日から平成21年12月15日まで
- (4) 工事内容
機械設備工事
RC造(一部S造) 延べ面積 33,005㎡
空気調和設備工事一式
換気設備工事一式
排煙設備工事一式
自動制御設備工事一式
衛生器具設備工事一式
給水設備工事一式
排水設備工事一式
給湯設備工事一式
消火設備工事一式
ガス設備工事一式
撤去工事一式
昇降機設備工事一式
- (5) 支払条件 前金払、中間前金払及び部分払 有
- (6) 入札方法 制限付き一般競争入札(石巻市制限付き一般競争入札実施要綱(平成20年石巻市告示第125号)第4条第2項第1号に規定する入札前資格審査型)

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

石巻市契約規則(平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。)第3条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿に登録され、登録住所が石巻市内の者で、入札日(開札日)において、次に掲げるすべての要件を満たした石巻市建設工事共同企業体運用基準(平成17年石巻市告示第188号)第2条第1項に規定する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

(1) 共同企業体の構成に関する事項

- 構成員の数は、2者であること。
- 各構成員の出資割合は、30%以上であること。
- 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、かつ、施工能力(経営事項審査における「管工事」の総合評定値をいう。)及び出資割合が最大の者であること。
- 結成は、原則として自主結成であること。
- 構成員の組合せは、下記の(2)の 及び の資格を満たす1者と下記の(2)の 及び の資格を満たす1者による組合せであること。

(2) 共同企業体の資格に関する事項

共同企業体におけるすべての構成員

ア 後記4の特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の審査後に、入札参加資格を有するとして特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知(以下「審査結果通知」という。)を受けていること。

イ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号)第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けていないこと。

ウ 入札日において、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者とする。

エ 同一の入札には、共同企業体の構成員である場合を含め、重複して参加することはできない。

オ 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることはできない。

カ 本工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第2項に規定する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。なお、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていないものとみなす。

ク 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。なお、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていないものとみなす。

ケ 審査結果通知の日において、石巻市発注の手持ち工事(予定価格が130万円を超える建設請負工事をいう。)が、石巻市建設工事の競争入札参加者の資格及び格付に関する基準(平成17年石巻市告示第179号)第3条に規定する格付工種(以下「格付工種」という。)である管工事について3件に達していないこと。又は、総件数で5件に達していないこと。なお、審査結果通知の日において手持ち工事がこれらの件数に満たない場合であっても、審査結果通知の日以後行われる入札で落札した場合(随意契約により相手方を決定した場合を含む。)は、その契約前であっても手持ち工事を新たに1件有したものとみなし、合計で1つの各格付工種につき3件又は総件数で5件となった時点で、その後行われる入札に参加していても、入札参加資格のない者のした入札とみなし、その入札は無効とする。

コ 同一の技術者を、重複して複数の工事の技術者に配置予定とする場合において、他の工事を落札したことにより、当該技術者を本工事現場に配置不能とならないこと。

サ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱(平成20年石巻市告示第268号)別表各号に規定する要件に該当しないこと。

シ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがないこと。

共同企業体における代表者

ア 石巻市内に本店の機能を有し、格付工種が「管工事」であり、等級が「A」に属していること。

イ 「管工事業」について、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 石巻市指定給水装置工事業業者及び石巻市排水設備等工事指定店として指定を受けていること。

エ 平成6年度以降、国、地方公共団体が発注した公共建築物又は民間事務所等の施設で、空気調和設備、給排水設備、消火設備等の新築、増築若しくは大規模改修の機械設備工事一式を元請けとして、施工した実績があること（共同企業体の場合は、出資比率20%以上のものに限る。）

オ 次のいずれにも該当する技術者を、建設業法第26条第3項の規定に基づき、本工事現場に専任で配置できること。

(ア) 入札の参加申請があった日の前日までに「管工事業」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者若しくはこれに準ずる者*注（以下これらを「監理技術者等」という。）

(イ) 入札の参加申請があった日の前日から起算して3か月以上前から当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

*注 上記2(2) エ(ア)の「これに準ずる者」とは、次の()又は()に掲げる者をいう。

() 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

() 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するもの

カ 現場代理人及び上記エの技術者のほかに、対象工事の現場員として、1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する技術者を常駐させることができること。

共同企業体における代表者以外の構成員

ア 石巻市内に本店の機能を有し、格付工種が「管工事」であり、等級が「A」ランクに属し、当該格付工種について元請としての実績を有すること。

イ 国、地方公共団体が発注した公共建築物又は民間事務所等の施設で、空気調和設備、給排水設備、消火設備等の機械設備工事一式を元請けとして、施工した実績があること（共同企業体の場合は、出資比率20%以上のものに限る。）

ウ 対象工事の現場員として、1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する技術者を常駐させることができること。

(3) 入札参加申請の制限

平成21年4月10日付け石巻市公告第83号新庁舎改修工事に係る入札参加申請又は平成21年4月10日付け石巻市公告第84号新庁舎改修電気設備工事に係る入札参加申請を行った各構成員は、本入札公告に係る入札参加申請を行うことができない。

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の提出期限（持参による）	平成21年4月20日（月） 午後5時	総務部管財課契約グループ
審査結果通知の日	平成21年4月24日（金） （ファクシミリ又は電子メールにより通知）	
入札日（開札日）	平成21年5月11日（月） 午前10時30分	石巻市相野谷字旧会所前12番地1 河北総合支所2階 212会議室

設計図書等の閲覧及び複写	平成21年4月10日(金)から 平成21年5月8日(金)まで	市役所本庁舎設計図書閲覧室 (北西側通路脇の別棟) * 閲覧期間中、次のところで有 料で複写することができる。 (株)デジタルプレイス 石巻市蛇田字新下沼40番地4 電話番号 0225-93-0880
設計図書等に対する質問の受付	平成21年4月10日(金)から 平成21年4月17日(金)まで	総務部管財課契約グループ
回答書の閲覧	平成21年4月20日(月)から 平成21年5月8日(金)まで	市役所本庁舎設計図書閲覧室 (北西側通路脇の別棟)

(注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例(平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日は、設計図書の閲覧等を行うことはできない。

2 設計図書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

4 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の提出

入札参加申請者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)及び以下の添付書類各1部を持参により提出して、資格審査を受けなければならない。

(1) 共同企業体における代表者

類似工事の施工実績調書(様式第2号)

入札参加申請者の類似工事施工実績の内容が確認できる契約書・仕様書等の写し。ただし、本市発注工事の場合は不要とする。

技術者の配置計画書(様式第3号)【該当する技術者分】

技術者に係る「管工事業」の監理技術者資格者証の写し(表裏両面)及び監理技術者講習修了証の写し。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、その写しのみで良い。

技術者の健康保険被保険者証の写し

技術者の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通。現場員が有する資格を証するもの(合格証明書等)の写し

手持ち工事の状況調書

特定建設業許可通知書(写し)又は特定建設業許可証明書(原本)

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

特定建設工事共同企業体協定書(様式第4号)の写し

(2) 共同企業体における代表者以外の構成員

類似工事の施工実績調書(様式第2号)

入札参加申請者の類似工事施工実績の内容が確認できる契約書・仕様書等の写し。ただし、本市発注工事の場合は不要とする。

手持ち工事の状況調書

建設業許可通知書(写し)又は建設業許可証明書(原本)

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

現場員が有する資格を証するもの(合格証明書等)の写し

委任状

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）により、共同企業体の代表者に通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

6 工事費内訳書の提出

初度の入札の際、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書（様式は任意）を提出すること。

7 入札保証金に関する事項

契約規則第5条、第6条及び第7条の規定による。

8 最低制限価格

本公告の工事については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。

9 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2に掲げるすべての要件を満たさない者のした入札は無効とする。

10 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、1回とする。
- (2) 初度の入札で最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となり、再度の入札に参加することができない。
- (3) 初度の入札で無効となったものは、再度の入札に参加することができない。
- (4) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

11 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 契約保証金に関する事項

契約規則第25条及び第26条の規定による。

13 技術者の確認

落札決定後、当初申請した配置予定の技術者（以下「配置予定技術者」という。）について配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、落札決定後、この工事の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、

退職等極めて特別な理由に限る。また、該当理由により、やむを得ず変更する場合は、前記2(2)工に掲げる基準を満たし、かつ、配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

14 契約条項等

この工事請負契約の締結については、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年石巻市条例第51号)第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

15 その他

- (1) 石巻市建設工事競争入札参加心得(平成17年石巻市告示第189号)を遵守すること。
<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/mpsdata/web/3449/kokoroe.pdf>
- (2) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 前記(2)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が前記(2)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。前記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が前記(2)に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課契約グループに照会のこと。

(電話:0225-23-6611、23-6612)

入 札 公 告 の 訂 正

平成 2 1 年 4 月 1 0 日付け石巻市公告第 8 5 号において行った入札公告の一部を下記のとおり訂正する。

平成 2 1 年 4 月 1 0 日

石巻市長 土 井 喜美夫

記

- 1 2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項(2) 中
「ウ 対象工事の現場員として、1 級又は 2 級管工事施工管理技士の資格を有する技術者を常駐させることができること。」を
「ウ 次のいずれにも該当する技術者を、建設業法第 2 6 条第 3 項の規定に基づき、本工事現場に専任で配置できること。
(ア) 入札の参加申請があった日の前日までに、1 級若しくは 2 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者
(イ) 入札の参加申請があった日の前日から起算して 3 か月以上前から当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者」に訂正する。
- 2 4 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の提出(2) 中
「現場員」を「技術者」に訂正する。
- 3 4 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の提出(2)に
「 技術者の配置計画書(様式第 3 号)【主任技術者分】
技術者の健康保険被保険者証の写し
技術者の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写し、貸金台帳等の写しのうち、いずれか 1 通」を加える。